

浦 監 第 308 号  
令和元年 12 月 13 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 西 川 嘉 純

令和元年度定期監査（健康こども部）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

## 令和元年度定期監査（健康こども部）の結果報告書

### 1 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年7月31日又は令和元年8月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

### 2 監査対象部局

健康こども部

### 3 監査の実施期間

令和元年9月2日又は令和元年10月1日～令和元年12月6日

### 4 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

また、保育園（2園）、認定こども園（2園）の現地監査を実施した。

### 5 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

- (1) 平成25年11月に実施した現地監査において、徴収金に関わる事務処理については、マニュアルが実情に即していない点も見受けられることから、実態を把握したうえで、マニュアルの改善も検討するよう求めたところである。その後、平成28年4月及び平成29年9月に実施した現地監査でも同様の指摘を行い、これに対し、各園の実情を把握し、事務処理マニュアルを改善するよう努めるとの回答があった。

しかしながら、今回の現地監査においても、複数の会計を1冊の預金通帳で管理しており、マニュアルに即していない事務処理が行われていた。

(みなみ認定こども園)

速やかに、実態に即したマニュアルに改善されたい。

(保育幼稚園課：指摘事項)

- (2) 現地監査において、次のようなマニュアルに違反している点が見受けられた。

入園児の保護者購入代（新年度用品）について、令和元年度用の費用を平成30年度に集金し、平成30年度に銀行へ入金していた。

(見明川認定こども園)

入園児の保護者購入代（新年度用品）について、現金出納簿と預金出納簿を区分せずに記載していた。(見明川認定こども園)

マニュアルに即した事務処理に努められたい。(園：指摘事項)

(3) 事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。(注意事項)

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。